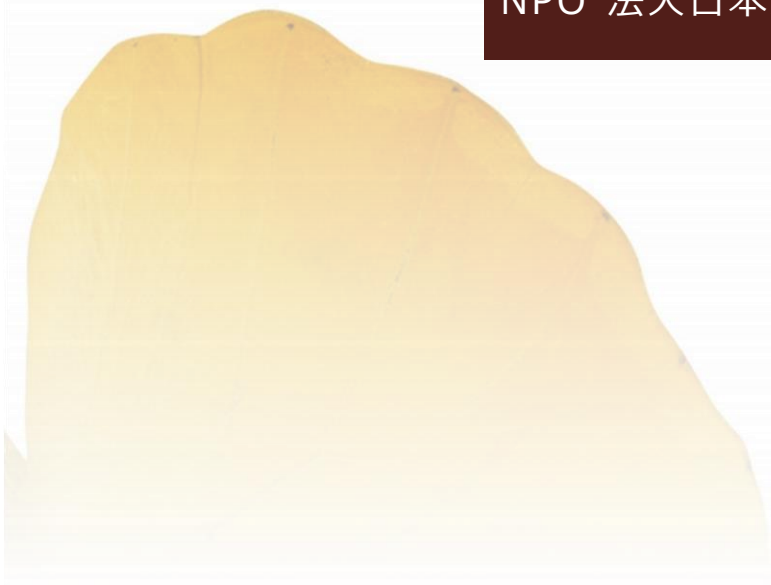




消防ピアカウンセラー 倫理綱領

NPO 法人日本消防ピアカウンセラー協会

2020.10.1 策定



はじめに

NPO 法人日本消防ピアカウンセラー協会（以下、「協会」という。）の消防ピアカウンセラー（以下この綱領においてピアとして専門知識・技術を学び、協会が認定した資格者を「消防ピアカウンセラー」という。）が自ら倫理綱領を定め、それを遵守することの意味は、倫理綱領が消防ピアカウンセラーとしての倫理的責任を全うするための指針であるだけでなく、ピアカウンセリング（以下、消防職員・団員に対して積極的傾聴を行うことを「ピアカウンセリング」という。）サービスを受ける消防職団員のクライアント（以下、消防組織内の相談者を「クライアント」という。）等の利益を守り、公正で健全な発展に寄与することにある。

第 1 章 総則

使 命

第 1 条

消防ピアカウンセラーは、人間尊重を基本理念としてクライアントに役立つことを使命とする。

責 任

第 2 条

消防ピアカウンセラーは社会的に期待される、クライアントへの支援者として社会的識見とピアカウンセリング等の専門的技能を保持し、併せて人格の養成に努める。

2 健全なる精神を保持して日常の行動においても慎みをもってあたるよう努め、厳しい問題に直面しても、自己の健全な心の状態を維持できるよう訓練し、消防ピアカウンセラーがマスメディアに対して意見を発表する場合は、個人的意見であることを明示し、協会や消防組織としての考え、意見、見解は差し控える。

基本的立場

第 3 条

消防ピアカウンセラーは、ピアカウンセリングを行うにあたり、信条、性別、年齢、階級または門地等により、差別しない。公序良俗に反する行為またはそれに加担する行為をしてはならない。

研鑽義務

第4条

消防ピアカウンセラーは、責任を全うするため、たゆまず研鑽を積み、能力の向上に努める。

守秘義務

第5条 守秘義務の遵守

消防ピアカウンセラーは、クライアントとの信頼関係を積極的に形成し、個人と組織の秘密に関しては、特にクライアントのプライバシー権を尊重し、ピアカウンセリングにおいて知ることのできた秘密を、正当な理由なく漏らしてはならない。

- 2 それらの情報の第三者への提供や公表にあたっては、クライアントの同意を得なければならない。ただし、その情報が、クライアントの生命の危機や違法行為にかかる場合は、この限りではない。
- 3 ピアカウンセリングの全過程を通して、守秘の限界についてクライアントに説明しなければならない。
- 4 ピアカウンセリングの記録は原則として残さないが、記録を採る場合にはクライアントのプライバシー保護のため、他者が閲覧できない場所で作成し、鍵のかかる所に保管して、厳重に管理すること。

知的財産権の尊重

第6条

協会が提供した資料、著作物を複製して研修の場等で使用する場合は、原作成者の承諾を得なければならない。

実践能力とその限界の自覚

第7条

消防ピアカウンセラーは、自己の受けた教育、訓練、職業経験などに基づいた、支援者としての能力の限界をわきまえ、実践する。

- 2 消防ピアカウンセラーが自己の能力の限界を自覚した場合は、適切なスーパービジョンあるいは他の分野の専門家のコンサルテーションを求め、その助言によっては、クライアントの同意を得て他の専門家に紹介する。

危機への介入

第8条

消防ピアカウンセラーは、クライアントに自傷・他害のおそれ、または重大な不法行為をなすおそれがあるか、その危険を感じた場合には、速やかにその防止に努めなければならない。

カウンセリングの基本的態度

第9条

消防ピアカウンセラーは、ピアカウンセリングの初期もしくは必要な段階において、クライアントに十分に説明したうえでの同意（インフォームド・コンセント）を得て、ピアカウンセリングをすすめる。

2 前項におけるインフォームド・コンセントにおいては下記の項目を含む。（巻末参照のこと）

- (1) ピアカウンセリングの役割
- (2) カウンセラーとしての自己の背景
- (3) ピアカウンセリングの中断とリファー
- (4) 守秘義務の遵守と危機対応等における例外

3 消防ピアカウンセラーは、十分に訓練を受けていない心理テストは実施しない。

4 消防ピアカウンセラーは、もっぱら自己の研究目的や興味のためにピアカウンセリングを利用してはならない。

5 消防ピアカウンセラーは、クライアントが自己決定する権利を尊重する。

6 消防ピアカウンセラーは、自己の能力を誇示し、クライアントあるいはその関係者に過大な期待を持たせてはならない。

資格の明示と確保

第10条

消防ピアカウンセラーは、協会の資格を明示するよう努める。

2 消防ピアカウンセラーは、自己の資格を他人に貸与してはならない。

二重関係の回避

第11条

消防ピアカウンセラーは、判断を損なう危険性あるいはクライアントの利益が損なわれる可能性を考慮し、クライアントとの間で、家族的、社会的、金銭的などの個人的関係およびビジネス関係などの二重関係（この綱領においてピアとして常識の範囲を超えてクライアントと親密な関係になることを「二重関係」という。）を避けるよう努める。

2 消防ピアカウンセラーはクライアントとの間で性的親密性をもってはならない。もしそのような可能性が生じた場合は、カウンセリングを中止するか、他のカウンセラーに依頼する。

オンライン・カウンセリング

第12条

オンライン・カウンセリング（インターネットによるeメールカウンセリング、webカメラ併用によるZoom等によるカウンセリングをいう）の使用にあたっては、倫理的、法的、臨床的問題などに関する利点と欠点とを十分に考慮し、慎重に対応する。

2 オンライン・カウンセリングは、現状においては、基本的には面接によるカウンセリングを補完するものと位置づけ、活用技術を十分に習得したうえで使用するよう努める。

第2章 消防組織との関係

消防組織との関係

第13条

消防ピアカウンセラーは、消防長等が安全配慮義務を全うするために、衛生管理規程に基づき消防本部に設置する衛生関係者会議や消防署に設置する衛生委員会等で、意見を述べて協力することができる。

2 消防ピアカウンセラーは、消防長等が安全配慮義務を果たすうえで、消防職団員がカウンセリングを受けるとの必要性和重要性について消防長等が理解を深められるよう、協力する。

3 消防ピアカウンセラーがその職務上取り扱った相談内容について、消防長等から安全配慮義務に基づき開示を要求された場合でも、ピアカウンセラーは開示してはならない。そのような場合は、速やかに協会に連絡し、指示をあおがなければならない。

遵守義務

第 14 条

消防ピアカウンセラーは本綱領を遵守する義務を負う。

第 3 章 倫理委員会

倫理委員会の設置と役割

第 15 条

協会に倫理委員会をおき、この倫理綱領に関する消防ピアカウンセラーおよびクライアントからの苦情等にたいしては誠実に対応する。

2 倫理委員会に関する事項は別途定める。

第 4 章 実効性の確保

相互啓発と違反者への対応

第 16 条

協会理事会は本綱領に違反する行為について処分を行うことができる。

処分の内容は以下のとおりとする。

- (1) 消防ピアカウンセラーに関する資格称号の取消し（除名）
- (2) 資格停止
- (3) 戒告（始末書提出）
- (4) 注意

2 被処分者が処分について異議がある時は、理事長にたいし再審査を求めることができる。

処分決定機関

第 17 条

前条に基づく処分については、協会倫理委員会の議を経て協会が決定する。

附 則

この綱領は 2020 年（令和 2 年）10 月 1 日より施行する。

第 9 条 2（4）の補足

インフォームド・コンセントについて補足。

消防ピアカウンセラーがピアカウンセリングを始める際に、クライアントに必要事項を説明し、同意を得てからピアカウンセリングを始めることが肝要です。

その中で、特に重要なのが①「守秘義務の遵守」と②「危機対応等における例外」です。

① 守秘義務について

「これからお聴きする話は、〇〇さんの許可なく、外部に漏えいすることは決してありませんので、安心してお話しください」

② 危機対応等における例外について

「ただし、お話の内容によって、〇〇さんや関係する方に自傷他害などの危機的状況が迫っている場合、関係各所に伝えなければならない場合があります。」

「また、ピアカウンセリングの範囲ではうまくいかないと判断した場合には、適宜、専門家に紹介することもあります。」

と説明し、その後「よろしいですか？」と同意を得るのです。

この「インフォームド・コンセント」を省略することなく、ピアカウンセリングを行ってください。

この綱領は、NPO 法人日本消防ピアカウンセラー協会の綱領と認める。

NPO 法人日本消防ピアカウンセラー協会

理事長 安達健治

問い合わせはこちらへ

NPO 法人日本消防ピアカウンセラー協会

T E L : 092-577-8218

E-mail : npojfpca119@csf.ne.jp